

水・大気環境局大気環境課

1．事業の概要

有害大気汚染物質については、今年度に有害大気汚染物質に係る物質リストの見直しを実施する予定であることや、優先取組物質の一つである水銀の管理についての条約制定に向けての議論が開始されたこと、ストックホルム条約に基づく国内実施計画の改定が予定されていることから、より一層の排出抑制対策の推進を行う必要がある。

これらの状況を踏まえ、大防法第18条の22第3項に基づき、事業者による排出抑制の措置を促進し、地方公共団体の施策をさらに推進するため、排出抑制技術等に関する情報の収集・普及を行い、現在国内で広く利用可能な最良の技術を集積し、B A T (Best Available Technology) に係るガイドラインを作成する。

また、環境目標値を達成するための事業者の目安となる排出量抑制目標の算出方法に係る調査・検討を行い、地域における排出抑制対策を支援する。

2．事業計画

調 査 項 目	H 22	H 23	H 24	H 25
・有害大気汚染物質排出抑制対策推進事業				→

3．施策の効果

事業者の自主的取組を推進し、事業者と地方公共団体の連携による排出抑制対策を支援することにより、地域における有害大気汚染物質の効果的な管理の改善を推進する。

水銀条約等有害大気汚染物質対策に係る新たな取組

背景

新しい有害大気汚染物質の選定

平成22年度に最新の科学的知見に基づく有害大気汚染物質に係る物質リストの見直しを予定。

水銀条約制定に向けた政府間交渉の開始

水銀管理のための国際条約制定に向け、平成22年から政府間交渉会議が開催され、平成25年までに条約が制定される予定。

ストックホルム条約に基づく国内実施計画の改定準備

平成24年までに国内実施計画を策定する予定。

有害大気汚染物質対策をさらに推進する新たな取組が必要

以下の取組を新たに実施

BATガイドラインの作成・評価

・優良事例の収集や事例集の作成から一歩進み、現在国内で広く利用可能な最良の技術を集積し、BAT(Best Available Technology)に係るガイドラインを作成し、その排出量削減効果の定量的評価を実施する。

排出量抑制自主目標の設定

・環境目標値を達成するために、個々の事業者が目安となる排出量を自ら設定できるよう、算出方法の調査・検討を実施。

事業者における有害大気汚染物質の自主的な排出抑制対策を支援・推進